

港区と公益社団法人東京都栄養士会は、災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定を締結しました！



区と公益社団法人東京都栄養士会は、災害時の栄養・食生活支援活動をより確実なものとするため、災害時における栄養・食生活支援活動に関する協定を締結しました。

災害が起きた場合の栄養士の業務は、食料品供給体制の確認や給食施設の被害状況の把握、慢性疾患・弱者への適切な食品供給と助言など多岐にわたります。この度の協定締結により、災害時に区の職員と連携し、区民の健康を守るために活動する栄養士の派遣を要請できる体制が構築されました。

協定の概要

災害時の派遣について

東京都栄養士会は、区からの要請を受けた場合は、日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）と連携し、管理栄養士・栄養士を派遣します。

※ JDA-DAT は国内外で大規模な自然災害（地震、台風など）が発生した場合、迅速に被災地内の医療・福祉・行政栄養部門と協力して緊急栄養補給物資の支援など状況に応じた栄養・食生活支援活動を通じ、被災地支援を行う事を目的としています。

協定における業務の内容

- （１）特殊栄養食品（高齢者用食品、疾病者用食品等）の提供支援
- （２）被災者（要配慮者を含む）への巡回栄養相談
- （３）避難所での食事状況調査、衛生指導及び栄養健康指導
- （４）その他、状況に応じ必要な栄養・食生活支援